

東日本大震災における医療保険者への財政支援措置

平成23年度1次補正
864億円
(介護分:39億円、計:903億円)

1. 保険料の減免等による損失補填

〈483億円〉
(介護2号保険料分:39億円、計:522億円)

①標準報酬の改定の特例による損失の補填 (102億円)
震災に伴い急激に報酬が減少した被保険者の標準報酬月額を即時改定を行った被用者保険者への補助

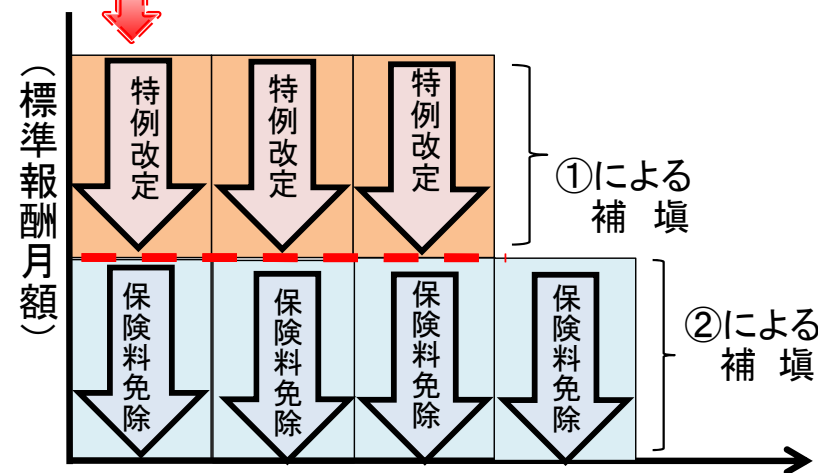
(※)通常は、報酬に大幅な変動が生じた月から一定の期間(概ね3ヶ月)の平均をもって、その翌月(概ね4ヶ月目)から随時改定を行う。

②保険料の減免による損失補填 (381億円)

震災に伴い保険料を減免した(※)保険者への補助

(※)災害により、従業員に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所等の保険料を減免

報酬が大幅に減少



2. 一部負担金等の減免による損失補填

〈350億円〉

被災地にお住まいで生活にお困りの方(※)の医療機関等での窓口負担や入院時の食費・光熱水費の自己負担分を減免した保険者への補助

- (※) ①住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方 ②主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
③主たる生計維持者が行方不明である方 ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
⑥原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
(平成23年9月30日に緊急時避難準備区域に関する指示が解除されましたが、当分の間は取扱いは変わりません。)
⑦特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

医療費

入院時の食費・光熱水費

窓口負担

保険給付

自己負担

保険給付

減免

- ・義務教育就学前:2割
- ・義務教育就学後~69歳:3割
- ・70~74歳:2割(1割に凍結中)(現役並所得者は3割)
- ・75歳以上:1割(現役並所得者は3割)

減免

- ・65歳以上で療養病床に入院する方(密度の高い医療を必要とする方を除く)の食費は所得に応じて、一食460円、210円、130円。光熱水費は原則一日320円。
- ・その他の方の食費は所得に応じて、一食260円、210円、100円

3. 市町村国保等への支援

〈32億円〉

- ・市町村国保のシステム復旧費用等への補助
- ・国保連合会の診療報酬等の立替払いに伴う借入利息に対する補助 等